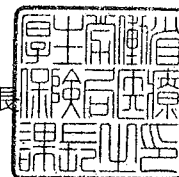




保医発第0701001号
平成20年7月1日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」(平成20年3月5日保医発第0305008号)により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成20年厚生労働省告示第353号)が公布され、平成20年7月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成20年7月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

(別表)Ⅱの058(3)⑪を同⑫とし、同③から同⑩までを、同④から同⑪までとし、同②の次に次のように加える。

③ 大腿骨側材料・全置換用(Ⅲ)

次のいずれにも該当すること。

- ア 膝関節の機能を代替するために大腿骨側に使用する材料であること。
- イ 置換する部位が全置換用(再置換用を含む。)であること。
- ウ 再建用大腿骨遠位補綴用及び再建用大腿骨表面置換用に該当しないこと。
- エ 固定方法が間接固定であること。
- オ 材質が表面酸化処理ジルコニウム合金であること。

(別表)Ⅱの146(3)②の次に次のように加える。

③ 胸部大動脈用ステントグラフト

次のいずれにも該当すること。

ア 胸部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。

イ 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
